

第2 水環境の保全

< 水質汚濁の未然防止と汚濁河川等の浄化促進 >

公共用水域等の水質の汚濁状況を把握するため、水質測定計画を作成し、水質の監視観測を実施する。

また、水質汚濁の未然防止を図るため、工場・事業場に対し、排出水の適正処理等の指導を行うとともに、下水道等の整備促進、県民の浄化意識の高揚等、生活排水対策の実施促進を図る。

さらに、汚濁河川等の浄化対策を促進するため、生活排水対策重点地域の指定を行うとともに、市町村が行う生活排水対策推進計画の策定や汚濁水路浄化施設の整備に対し、助成を行う。

1 公共用水域の水質の監視

河川、湖沼、海域などの公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の維持達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、BOD、CODなどの生活環境項目、カドミウム、トリクロロエチレンなどの健康項目等について水質の監視測定を行う。

2 地下水の水質の監視

地下水の水質の汚濁状況及び地下水質環境基準の維持達成状況を把握するため、地下水質測定計画に基づき、民家の生活用井戸を対象として、ひ素、トリクロロエチレン、シマジン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの有害物質について地下水質の監視測定を行う。

3 発生源の規制・指導

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

水質汚濁防止法、県公害防止条例及び公害防止協定に基づき、工場・事業場について、届出時の事前指導や立入検査、排出水の水質検査等を実施して排出水の適正処理等の指導を行い、公共用水域及び地下水の水質の保全に努める。

(2) 小規模事業所排水対策の推進

水質汚濁防止法または県公害防止条例の排水基準が適用されない小規模事業所に対して、「茨城県小規模事業所排水対策指導要綱」に基づき適正な排水対策を講ずるよう指導する。

4 生活排水対策の推進

生活排水による河川、湖沼等の水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施主体である市町村と連携を図りながら、下水道・農業集落排水施設等の整備促進、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、広報啓発活動やモデル地区の実践活動等を活用し、住民の浄化意識の高揚及び台所からの汚濁物質の削減など、生活排水対策の実施促進を図る。

また、生活排水による汚濁が進んでいる地域を生活排水対策重点地域に指定するとともに、玉造町及び伊奈町が実施する生活排水対策推進計画策定並びに総和町が実施する生活排水汚濁水路浄化施設整備に対し助成を行う。

5 涸沼・牛久沼水質保全対策

(1) 涸沼

涸沼の浄化対策を総合的に推進するため、涸沼水質保全計画策定委員会等において、涸沼水質保全計画（仮称）の策定について検討を行う。また、家庭からの生活雑排水の汚濁負荷を削減するとともに、発生源対策をより促進する動機付けとして、生活雑排水未処理世帯に微細目ストレーナー等を配布する。さらに、涸沼流域水質浄化対策協議会の育成指導を図りながら、広報啓発を行う。

(2) 牛久沼

牛久沼の水質汚濁機構の解明に向けて、今後も引き続き沼内及び流入河川の水質調査等を実施するとともに、水質保全対策について検討を進める。また、牛久沼流域水質浄化対策協議会の育成指導を図りながら、広報啓発を行う。

6 ゴルフ場周辺の水質汚濁防止

ゴルフ場で使用される農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するため、農薬の使用状況や排水の実態把握に努めるとともに、「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」等に基づき、ゴルフ場に対して農薬使用の削減、水質の自己監視などの指導を行う。

7 水質汚濁防止関連事業

(1) 下水道整備事業

下水道の整備については、85市町村のうち水戸市など72市町村において公共下水道事業の整備促進を図る。

また、県では霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部の7か所の流域下水道事業と、鹿島地区などの特定公共下水道事業の整備促進を図る。

(2) 畜産排水対策

家畜排せつ物の適正処理については、農用地へ還元することを基本として環境保全型畜産確立対策事業や畜産経営環境整備事業を実施し、施設整備の促進を図る。さらに、畜産環境整備リース事業、農業近代化資金の活用等により、畜産環境の整備に努める。

(3) 水質汚濁河川重点浄化対策

水質汚濁が著しい河川の浄化が緊急の課題となっていることから、汚濁原因の解明と、重点的かつ組織的な対策を推進し、効果的な水質浄化対策を図る。